

株式会社兵庫環境

代表取締役 松岡 成二 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称)白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書」
についての意見書

「(仮称)白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書」に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号。以下、「条例」という。)第8条の7第1項の規定により、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

今後、判定願又は環境影響評価実施計画書において、本意見への対応結果を可能な限り詳細に記載する必要がある。

記

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、従来は農地及び森林が存在していた区域を大幅に改変して、建設残土の受け入れを目的とした土砂埋立て行為を実施しようとするものである。

事業者は、当初計画では条例に基づく対象事業には該当せず、事業拡張により、第2類事業に該当することとなったとしているが、本来であれば、当初から、このような計画変更も検討したうえで、1期事業着手前に条例に基づく環境影響評価手続を実施すべきであった。

今後は、環境影響評価制度の趣旨を十分尊重し、事業実施に伴う環境影響を可能な限り回避、低減又は代償する措置を講じる必要がある。

特に、事業区域内の大部分が既に改変されており、当該区域内に存在していたと思われる生態系が消失している状況を真摯に受け止め、拡張予定区域内に存在する自然環境に最大限配慮した事業計画を検討する必要がある。

(2) 災害発生の未然防止

事業実施に伴う土砂災害等の発生を防止するため、排水路や調整池等の排水施設の構造設計にあたっては、集中豪雨の発生等、想定外の気象状況にも対応できるよう、十分に余裕を持った規模とすることが望ましい。

また、事業区域の北東にレクリエーション施設が存在していることから、近傍の尾根付近において土砂の崩落等が生じないように、適切な防災措置を講じる必要がある。

(3) 埋立て後の自然環境の復元

事業者は、事業地の外周に幅 10m以上の森林を保存するとともに、敷地境界に近い区域で植栽を実施するほか、広場及び法面で緑地を創出している。これらの実施にあたっては、地域樹種を使用するなど遺伝的攪乱の防止に十分配慮するとともに、可能な限り工事段階から実施し、早期に自然環境の復元をはかる必要がある。

2 個別的事項

(1) 水質・土壌

ア 本事業の実施に伴い発生する濁水等について適切に管理し、下流河川の水質や生態系に悪影響が生じないように適切な措置を講じる必要がある。

イ 土砂の埋立てにあたっては、汚染土壌やコンクリートがら等の廃棄物の混入が起こらぬよう、搬入土砂について適切な管理体制を構築し、土壌汚染及び浸出水の水質悪化を未然に防止する必要がある。

(2) 植物、動物、生態系

ア 事業者は、改変予定区域内の湿地性の環境で生育・生息している希少な動植物の一部を、調整池や調整池上流の湿地に移植しているが、調

整池は防災上の機能から設計された施設であり、動植物の長期的な生育・生息に適しているどうか十分に検討する必要がある。

イ ハリマムシグサ、ニホンアカガエル等の希少な動植物については、事前に専門家の助言を得て、新たに生育・生息場所を創出し、移植後の維持管理及びモニタリングを適切に実施する必要がある。

ウ 事業区域内に特定外来生物であるオオカワヂシャが確認されているが、1期事業の実施に伴う搬入土砂等に混入して侵入した可能性が考えられる。そのため、これらが定着、拡散しないよう定期的な防除を行うなど、適切な対策を講じる必要がある。

また、事業区域内で確認されているウシガエルやアライグマについては、希少な動植物に被害を与える可能性があるため、適切に防除することが望ましい。

(3) 工事用車両の影響

事業者は、過去の実績を参考に工事用車両台数を予測し、現況交通量に大きな影響を与えないとしているが、事業開始後に車両台数や走行経路が変動する可能性について、今後さらなる検討を行う必要がある。